

## 中堅企業等支援について

2018年9月28日

2018年10月23日改訂

2018年12月19日改訂

2019年2月5日改訂

2019年4月1日改訂

2019年6月17日改訂

2019年9月3日改訂

※【成果】については、特段の記載が無い限り、2018年度の実績

※【今後】については、特段の記載が無い限り、2019年度以降の方針

### 1. 国際的な活躍のために

世界では、多くの国が経済成長を続け、人口も増加しています。日本の製品や技術の優秀さは、ますます有名になっています。我が国では、大企業だけでなく、各地の中堅・中小企業も、アジアに、北米に、ビジネスを展開しています。

海外展開を試みたい企業の皆様にも、海外で悩みに直面する企業にも、政府は、皆様の事業拡大のために、収益機会探しのために、支援します。

#### ①海外で、ご自分の製品や技術をご紹介されたい方に

- ・海外 150 ヶ国の首都や海外主要 65 都市にある日本の大使館・総領事館に「日本企業支援窓口」を設置し、皆様の海外展開に関する相談を受けています。大使館や総領事館の施設を日本製品の展示会などにも利用できます。

#### 【成果】

- ・在外公館に設置した「日本企業支援窓口」において、計 56,492 件の相談を受けるとともに、大使館や総領事館施設における展示会を実施。

#### 【今後】

- ・引き続き同水準の支援を実施。

- ・日本貿易振興機構(JETRO)もご活用ください。JETROには、全国 48 拠点(主に都道府県の県庁所在地)と海外 54 ヶ国 74 都市に事務所があります。海外での展示会やメッセなどへの参加、海外でのパートナー探し、市場調査など、海外展開の第一歩から幅広くお手伝いします。皆様の海外訪問もサポートしますし、日本に進出する海外企業も紹介します。地域一体での取組も支援します。

**【成果】**

- ・展示会出展支援や情報提供等を通じて、7,034 件の中堅・中小企業の海外展開を支援。新たに 664 者の中堅・中小企業が海外展開に成功。

**【今後】**

- ・支援対象地域の拡大、難易度の高い産業分野等への支援を実施。

- ・政府は、日本の多様な魅力を発信する拠点として、ロサンゼルス、ロンドン、サンパウロにジャパン・ハウスを設置しました。ジャパン・ハウスには、日本の製品や技術を展示するスペース、物産を販売するショップや、和食を提供するレストランを設けています。情報発信や販路開拓の拠点としてご活用ください。2018 年 9～10 月には、ロンドンのジャパン・ハウスで、燕・三条の金属加工技術の企画展示を開催しました。

**【成果】**

- ・来館者数：ロサンゼルス約 22 万人、ロンドン約 41 万人、サンパウロ約 71 万人。ロンドンでは燕三条の金属加工技術を紹介する展示を実施。

**【今後】**

- ・引き続き同事業を実施。

- ・海外のインターネット通販ウェブサイトにも農水産品や化粧品、生活用品などを取り扱う特設ページを設けて、海外向け販路を確保します。これまでのアジアに加えて米国や欧州、中東等にも拡大して実施します。

**【成果】**

- ・5 ヶ国・地域において特設ページを設置し、食品や化粧品等の分野で新たに計 182 者・761 品目の輸出に成功。

**【今後】**

- ・アジア諸国に加え、北米、欧州、中国、ASEAN 等を中心に、24 ヶ国・地域の 40 連携先に事業を拡充。

- ・訪日観光客が利用する施設（空港、ホテル、クルーズ埠頭、飛行機のモニターなど）や、政府の英文広報誌・インターネット動画などでの情報発信もご活用できるようにします。皆様の製品・技術・農産物等を幅広く紹介します。

**【成果】**

- ・成田・羽田空港等で地域特産品等の PR イベントを開催。また、ホテルでの地元製品の販売・PR、那覇港等 6 港のクルーズ埠頭で免税店の出店、本邦大手航空会社の機内誌の特集等での地域 PR 活動を実施。

**【今後】**

- ・引き続き同水準の支援を実施。

- ・政府だけでなく、地域の金融機関のネットワークや自治体国際化協会（CLAIR）ともつなげて、皆様の海外展開を応援します。

**【成果】**

- ・地域金融機関向けの海外進出支援実務セミナーを開催し、職員の実務能力の向上や国際協力銀行（JBIC）、JETRO 等の専門機関等との連携強化を促進。
- ・CLAIR が地方自治体等に配置する国際交流員 514 人（42 ヶ国）が、海外展開支援や訪日観光 PR 等の分野で活躍（2019 年度）。

**【今後】**

- ・アンケートを通じて得られた課題・ニーズを基に、地域金融機関の海外展開支援を拡充する適切な方法を検討。
- ・引き続き国際交流員を通じた支援を実施。

- ・日本政府観光局（JNTO）による国際会議等の誘致活動において、我が国の中堅企業等の視察等をご紹介することで、国際会議等の前後のエクスカージョンとしての観光を促し、皆様の製品・技術等がより広く知って頂けるようにします。

**【成果】**

- ・2019 年度は世界 8 都市で実施した JNTO 主催のインセンティブセミナー及び商談会において、中堅企業等の視察等に関するパンフレットを配布。

**【今後】**

- ・引き続き同水準の支援を実施。

- ・ローカル放送局等と、自治体、地場産業、観光業等の関係者が幅広く協力して、訪日外国人観光客の増加や地場産品等の販路拡大を通じ、地域活性化等に資する放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組及びこれと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の支援等を行います。

**【成果】**

- ・地場産品、農産品等の販路拡大や地域への外国人観光客増加等に資する放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組等を支援（直近 6 ヶ年で計 249 件）。

**【今後】**

- ・引き続き同事業を実施。

## ②途上国でのビジネス展開に特有のサポートも

- ・アジアやアフリカなどの途上国で行う事業や人材養成を支援します。

**【成果】**

- ・途上国の開発ニーズと日本企業の製品・技術とのマッチングを通じた企業のビジネスモデル策定や実証活動等を支援する事業を国際協力機構（JICA）において実施、118件を採択。これまで支援した企業の中で、実際に途上国での事業化に繋がる等の成果あり。

**【今後】**

- ・引き続き JICA において同事業を実施。

- ・「途上国」と言っても、国によって経済発展の段階が異なり、ビジネス展開で一律のアプローチは馴染みません。例えば、アジアの途上国の多くは中進国に近く、展示会やフェアの開催が盛んです。どの展示会などが適切か、単独での参加とグループでの参加のどちらが良いかなどの相談もきめ細かく行います。

**【成果】**

- ・展示会データベース「J-messe」において1万件以上の世界の展示会情報を提供。約4,300件の途上国向けの相談対応を通じて、きめ細かい情報を提供。

**【今後】**

- ・途上国を含む見本市や展示会の情報提供にも対応する貿易投資相談アドバイザーを拡充。

**③農水産物や食品の輸出をお考えの方に**

- ・農水産物や食品の新たな輸出先探しや輸出産品づくりを支援します。宗教、慣習、嗜好、所得格差など、国ごとの特色に関する照会にも対応し、輸出先での市場の特色の調査や通関手続を支援します。

**【成果】**

- ・JETRO において、専門家による販路開拓等のハンズオン支援、12,700件の問合せや相談に対応。輸出時の日本産表示調査等、輸出拡大に資する様々な調査を実施。
- ・日本商工会議所により非特惠原産地証明書の申請・発給手続きを電子化。

**【今後】**

- ・輸出に取り組む事業者と輸出先のマッチング支援や個別相談対応を引き続き実施。
- ・非特惠原産地証明書の申請・発給手続きの電子化に向けてシステム開発費用を補助。

- ・適切な展示会への参加や出展を支援します。特に、人口が多いアジア諸国を第一歩として、相手国での輸入チャネルや流通網を持つ事業者とのマッチングを支援します。

**【成果】**

- ・JETROにおいて、海外展示会への出展等を計32回実施、約2,000者に商談機会を提供。GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）特設サイトの登録者は1,633者。

**【今後】**

- ・海外展示会等への出展や、生産者と輸出に取り組む事業者とのマッチング支援を拡充。

- ・農水産業者と商工業者との協働による試みを支援します。その一環で、日本食と食文化・関連製品を一体とした、産地単位での海外の事業者グループとの交流を支援します（注）。そして、一体で取り組む地域を募集します。

（注）例えば、産地での食べ物、食文化、食器などの地元産品を一体として輸出しようとする取組です。JETROでは、新潟県の燕三条地区の中堅・中小企業に対し、マレーシアなどへの販路開拓等を支援しています。

**【成果】**

- ・マレーシアにおける燕三条のキッチンウェアやフランスにおける京都の日本酒の販路開拓を支援。実際に11者が具体的な販売策候補を発掘し、商談を継続中。

**【今後】**

- ・引き続き支援事業を実施。

- ・地域産品を海外発信するため、今後とも、内閣総理大臣が主催する公式晩餐会での国産酒・ワインや果物などの提供を進めます。
- ・HACCP（食品衛生管理手法）との関係で、国内の畜水産加工食品の施設の衛生管理方法が、アメリカやEU向けの輸出基準を満たすことができるよう、サポートを行います。また、日本発の食品安全管理規格がアメリカ、EU等の小売等に受け入れられるよう、国際標準化を進めます。

（注）現在、アメリカ向けの輸出基準を満たす牛肉施設は13件、水産施設は426件、EU向けの基準を満たす牛肉施設は7件、水産施設は64件（登録施設1件を含む）あります。

**【成果】**

- ・輸出先国の基準を満たすよう食肉処理施設・水産加工施設（17施設）の整備・改修を支援。日本発の食品安全管理規格（JFS）が食品安全の基準として世界的に普及しているGFSI承認を取得。

**【今後】**

- ・HACCPに基づく衛生管理に関する水産加工・流通業者への研修（受講者数約2,000人）を支援。

#### ④法律問題へのサポート

- ・外国では、州や市など自治体ごとの特有の法令、知的財産権を巡る紛争、公務員からの贈

賄要求への対応など、日本では馴染みのない法律問題や紛争への対応が必要となる場合があります。日本の大使館・総領事館では担当官を配置し、アドバイスをしています。また、日本人弁護士による法的なサポート（無料法律相談等）を行っている大使館・総領事館もあります。

**【成果】**

- ・各在外公館の知財担当官が対応した知財関連の相談件数は311件。11ヶ国の在外公館において、弁護士による個別相談会等で240件の相談対応を実施。

**【今後】**

- ・知的財産担当官の対応能力の強化等を行い、引き続き同水準の支援を実施。

・海外の展示会等で製品や技術を紹介すると、模倣されたり、商標を先取りされるリスクもあります。製品や技術を紹介する前に、海外での知的財産権の取得もご検討ください。全都道府県に設置された「知財総合支援窓口」で、海外での知的財産権の取得に関する相談にワンストップで対応します。

・この「知財総合支援窓口」は、工業所有権情報・研修館（INPIT）の海外展開支援の専門窓口や、JETROとも連携してトラブルの解決を支援します。例えば、海外で知的財産権を取得しても、侵害されることがあります。「知財総合支援窓口」では、現地の知的財産権事情に精通した専門家などを活用することで、訴訟によらない紛争解決もサポートします。

**【成果】**

- ・全国47都道府県に設置の「知財総合支援窓口」において、海外展開における知財リスク低減やグローバル展開等に関する相談に対し、8,553件対応。

**【今後】**

- ・引き続き同水準の支援を実施。

・最近、中国などで、知的財産権の侵害事例が発生しています。政府は、二国間の定期協議において、制度・運用に起因する典型的な侵害事例の共有、事例調査、調査結果の報告などを行い、トラブルの解決に取り組みます。

**【成果】**

- ・2019年1月に第7回日中知財WGを開催。中国の執行機関に対してインターネット上の模倣品・海賊版への対策強化や農産品・酒類の地理的表示（GI）の保護を要請。

**【今後】**

- ・引き続き知的財産権侵害対策の取組を実施。

## ⑤経済連携協定（EPA）づくり、進行中

- ・環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）が2018年12月30日に発効しました。TPP11には、日本を含め11ヶ国（注）が参加しています。協定の適用により、輸出先の国で関税が撤廃・削減されたり、知的財産権の保護が強化されたり、コンビニエンス・ストアや金融機関の外資規制が緩和されたりするなど、日本からの輸出や海外展開が行いやすくなります。

（注）オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム（2019年8月現在、下線の国で発効）

- ・また、EUとの経済連携協定（EPA）も、2019年2月1日に発効しました。EUは、世界の国内総生産（GDP）の約2割（2千兆円規模）、世界の貿易額の約3割を占める大市場です。EUでは日本製品や日本食への関心も強く、法律の透明性も確保されており、大きなビジネスチャンスがあります。今後、協定が適用されると、輸出先の国で関税が撤廃・削減されたり、知的財産権の保護が強化されたりするなど、EU向けの輸出やEU企業とのビジネス提携などの拡大が期待できます。
- ・日本は、既に21の国・地域との間で18のEPA（注）を発効済です。EPAの活用により、輸出先の国で関税が撤廃・削減されるなどの効果があります。また、ほとんどのEPAでは、その国でトラブルに直面した場合に、政府レベルで調整する仕組みがあります。このようなEPAの活用方法について専門家がアドバイスします。

（注）シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP11、日EU・EPA

### 【成果】

- ・TPP11や日EU・EPAに係るセミナーを全国各地で100回以上開催。JETROのEPA相談窓口や、行政・支援機関等の連携により海外展開の総合的支援を行う「新輸出大国コンソーシアム」の取組等を通じ、EPAの問合せや海外展開の相談に対応。

### 【今後】

- ・TPP11、日EU・EPAや早期発効を目指す東アジア地域包括的経済連携等のEPAの活用促進のため、事業者への情報提供や相談窓口を充実、企業の活用支援を強化。

## ⑥経済ミッション

- ・海外展開に積極的な皆様に、内閣総理大臣によるトップセールスをはじめ、閣僚の外国訪問に同行する経済ミッションを今後とも派遣します。参加に関心のある方は、お尋ね下さい。企業や経済団体が主体の海外ミッションも、在外公館、JETRO、JNTOなどの政府系機関が引き続き支援します。状況に応じ、政府の副大臣や大臣政務官も同行し、訪問先の国での活動内容が充実するよう協力します。

**【成果】**

- ・総理等に同行するミッションに併せた、相手国政府関係機関とのセミナーやビジネスフォーラム（4ヶ国）、重点20市場における旅行博を実施。

**【今後】**

- ・引き続き各種事業を実施。

**2. 優れた人材の育成・獲得のために**

地域の企業にとって人手不足は大きな課題です。人手不足が深刻化する中で、企業が成長を続けていく鍵は、優秀な人材の育成や獲得です。

優秀な人材を育てたい、獲得したいと考える皆様を、政府は支援します。

**① 社内の人材を育成されたい方に**

- ・中堅企業等が社員（外国人を含む）向けに研修を行う場合、研修費用の一部（実費の30%～45%）や研修期間中の賃金の一部（1時間当たり380円～760円）を助成し、人材育成をサポートします。魅力ある職場づくりのため、評価・処遇制度や研修制度などを導入し、従業員の離職率低下目標を達成した中堅企業等を助成（57～72万円）します。

**【成果】**

- ・企業の研修等を支援する人材開発支援助成金の支給決定件数は72,002件。魅力ある職場づくりを支援する人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給決定件数は11,695件。

**【今後】**

- ・人材開発支援助成金は、更なる活用促進を実施。人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）は、引き続き同水準の支援を実施。

- ・公的人材育成の専門機関である、全国87ヶ所のポリテクセンター等や9ヶ所の中小企業大学校のカリキュラムを、企業の研修ニーズに応じたものに改編していきます。ポリテクセンターでは、ITを活用した業務効率化・コスト削減の方法、中小企業大学校では、管理職向けの課題発見・部下指導の方法などをカリキュラムに追加しました。

**【成果】**

- ・生産性向上人材育成支援センターの利用事業所数は44,264事業所。中小企業大学校の研修回数は633回。

**【今後】**

- ・中小企業大学校では、研修内容の更なる充実や大学校へのアクセスが困難な事業者に対応したサテライト・ゼミ等の拡充により、人材育成への取組を実施。



- ・離職者が、中堅企業等のニーズを踏まえた知識・技能を身につけられるよう、自治体に対して、国の機関のカリキュラムも参考に、職業訓練のカリキュラムの改編を促します。業界団体、民間教育訓練機関等から構成される協議会の設立も促し、地域企業のニーズをカリキュラムに反映させる取組を進めるほか、地域ニーズを踏まえ、定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練なども実施します。

(注) 石川県では、接客スキルなどを学ぶ観光関連コースを新設しています。今後も、建設・介護関連など、人手不足の業種を中心に、ニーズに応じたカリキュラムの見直しを促します。

**【成果】**

- ・離職者訓練の受講者数は105,718人、協議会は47都道府県にて実施。

**【今後】**

- ・引き続き同様の取組を実施。

- ・ハーバード・ビジネス・スクールの教授陣や、政府・企業関係者による講座を引き続き開催し、中堅企業等の役員候補となる女性リーダーを育成します。これまでに、24都道府県から、延べ218名の女性幹部が参加しています。

**【成果】**

- ・延べ218名の参加者のうち、22名が執行役員以上に昇進（2019年6月時点）。

**【今後】**

- ・引き続き同事業を実施。

**②賃上げなど職場環境の見直しに取り組まれる方に**

- ・賃上げと設備投資に積極的な中堅企業等を、法人税の減税（給与総額の一定割合を税額から控除）で応援します。さらに、従業員に対する教育訓練に熱心な企業には、手厚く減税（控除率をかさ上げ）します。

**【成果】**

- ・中堅企業向け適用件数は3,600件超。適用額は2,000億円余。

**【今後】**

- ・引き続き同減税を実施。

- ・契約社員やパートなどの非正規雇用従業員の処遇改善を進めるため、賃上げや正社員化に取り組む中堅企業等には、対象人数に応じて（正社員化の場合1人当たり約21～72万円）助成します。

**【成果】**

- ・目標 11.2 万人を超える約 13.5 万人の正規雇用労働者等への転換を実現。

**【今後】**

- ・2018 年度の実績を超えられるよう、助成金の増額等を実施。

- ・設備投資により業務の効率化を実現し、賃上げを達成した中堅企業等には、設備投資額の一部（設備投資額や賃上げに応じて 50～200 万円）を助成します。

**【成果】**

- ・人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）を創設。2019 年度から支給開始。

**【今後】**

- ・引き続き同水準の支援を実施。

- ・試作品開発等のための設備投資等を行う中小企業に、投資額の一部（補助率 1/2～2/3）を助成（ものづくり・商業・サービス業補助金）します。なお、賃上げを行った中小企業は優先的に採択します。

**【成果】**

- ・7,468 者（うち賃上げ加点適用：6,505 者）の設備投資等に助成。

**【今後】**

- ・幹事企業や地方公共団体が主導し、中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を、補助対象として追加。

### ③グローバルな若手人材を獲得されたい方に

- ・グローバルな若手人材の育成を支援するため、学生が、可能な限り長期の留学を経験できるよう、留学支援プログラムの見直しを進めます。留学が短期間となる場合でも、海外の現地企業でのインターンシップ参加の機会を増やすなどにより、留学が充実したものとなるよう支援します。

**【成果】**

- ・海外留学支援制度により、20,637 人の学生等を派遣。また、長期の留学を優先して採択する方針を導入したほか、短期の留学についても、海外現地でのインターンシップや、単位付与等につながるより充実した内容のプログラムについて、優先して支援。

**【今後】**

- ・引き続き同制度を継続。

- ・地域のインターンシップ推進組織を活用し、海外留学を経た地域の学生が、地域の中堅企業等のインターンシップへの参加、そして、将来的な就職につながるようにします。

**【成果】**

- ・「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」地域人材コースにより、139 人の学生等が、地域の中堅企業等でインターンシップを実施。

**【今後】**

- ・引き続き各地域協議会における取組を推進。

- ・若手人材が、就職に不安を持たずに海外留学でき、留学後の就職がスムーズになるよう、産業界に、採用時期の弾力化を促します。同時に、大学側にも適切に情報提供をします。

**【成果】**

- ・政府から経済 3 団体等に対し、日本人海外留学者に対する多様な採用選考機会の提供を要請。中途採用・経験者採用協議会を開催し、中途採用・経験者採用の好事例等を収集し公表。

**【今後】**

- ・引き続き経済 3 団体等への要請や上記協議会を開催。

#### ④即戦力の人材から若手人材の獲得まで

- ・新事業の立ち上げ、販路開拓や営業のエキスパートなど即戦力となるプロフェッショナルな人材と、地域の中堅企業等とのマッチングを、人材ビジネス事業者、地域金融機関、経済団体等と協力して支援します。自衛隊出身者を始め、公務に携わった経験のある人材と地域の中堅企業等とのマッチングも進めます。

**【成果】**

- ・相談件数 10,001 件、成約実績 2,357 件。2019 年 2 月から自衛隊援護協会とも連携し 190 件のニーズ提供、1 件の成約。

**【今後】**

- ・企業人材等の地域展開を促進する同事業において、新たな展開に向けて、各 45 道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点を支援する全国事務局の機能を強化。

- ・ハローワークでは、専門の窓口（新卒応援ハローワーク）を設け、中堅企業等に対し、相談・アドバイス、新卒者等の紹介から職場定着まで、一貫して支援をします。

**【成果】**

- ・新卒応援ハローワーク等に配置された学卒ジョブサポーターが、企業の人材確保支援を実施。

**【今後】**

- ・業務を拡充するため、ジョブサポーター（人材確保・定着支援分）を 742 人 から 819 人へ増強予定。

- ・早期離職者等の求職者による民間求人サイトの活用機会が多いことに着目し、地方の中堅・中小企業の求人情報が民間求人サイトに掲載されることを促進する枠組みを新たに構築しました。さらに、求人企業が採用活動等で、求職者が就職活動等で、政府・地方自治体・求人メディアによる関連支援策等を活用することを促し、人材のマッチングの促進をより一層図ります。

**【成果】**

- ・求人情報を民間求人サイトに集約する仕組みを 2019 年 2 月に立ち上げ、シンポジウムやセミナー等で取組を周知。求人掲載件数は 80 件程度。

**【今後】**

- ・求人サイト運営会社と協力し、企業の求人サイト利用傾向等を把握。また、地方経済産業局等が商工会議所や地域未来牽引企業等に働きかけ、周知・普及活動を実施。

- ・中途採用率の向上又は中高年齢者の初採用により人材の確保に取り組む中堅企業等を助成（50～70 万円）します。

**【成果】**

- ・中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給実績は 7 件。

**【今後】**

- ・同助成金の支給要件の緩和等の見直しを予定。

- ・刑期を終えた方等を雇用して立ち直りを支援する協力雇用主である中堅企業等に対し、継続して雇用し、技能習得等の指導を行った場合に、奨励金（年間で最大 72 万円）を支給します。さらに、雇用された方が長く職場で働くことができるよう、雇用された方及び協力雇用主の双方に対し、新たに職場定着のために丁寧な支援を行います。

**【成果】**

- ・3,654 件の奨励金を支給し、保護観察終了時の無職者割合は前年比 0.7 ポイント減の 21.2%に低下。
- ・職場定着支援は 2020 年度に新たに実施するもの。

**【今後】**

- ・奨励金支給事業については、引き続き同事業を実施。
- ・更生保護就労支援事業を拡充し、就労継続のため、雇用された方及び協力雇用主の双方に対し、就職活動から職場定着までマンツーマンによる一貫した相談助言を実施。

## ⑤外国人材を活用されたい方に

- ・留学生を含む高度外国人材の採用を支援します。政府では、アフリカ・アジアの若者に対して、日本の大学院教育や企業でのインターンシップを提供するなど、留学生の受入を進めています。JETRO では、採用や就労に関する企業からの問合せにワンストップで答えます。地域の中堅企業等との交流の機会や、採用から企業入社後に活躍するまで専門家によるハンズオンサービスも提供します。法務省も、全国の地方出入国在留管理局等で、在留資格の申請手続の相談を受け付け、法令ルールの解釈・申請の仕方のアドバイスなどを行っています。また、中堅・中小企業への留学生の就職を支援するため、「ユースエール認定制度」の認定を受けた企業に就職した留学生が提出する在留資格変更許可申請時の書類について、本年3月に簡素化しました。

### 【成果】

- ・高度外国人材の採用等を希望する53者に対し、専門家によるハンズオンサービスの提供を開始。

### 【今後】

- ・専門家の増員や高度外国人材採用後の活躍に焦点を当てたマネジメントの在り方等に関して、教材の作成・発信を実施。

- ・日本の4年制大学を卒業した留学生が中堅企業等に就職しやすくなるよう、2019年5月に、在留資格の運用の見直しを行いました。これにより、例えば、外国人観光客が主たる顧客ではない中堅規模のホテルでも、留学生が就職できる可能性が高くなります。

### 【成果】

- ・2019年5月に改正告示を公布・施行。

### 【今後】

- ・関係省庁と本制度の周知・普及に取り組んでいく。例えば法務省（出入国在留管理庁）のホームページ上での掲載周知や留学生の就職相談窓口等で周知を実施。

- ・ノウハウや専門技術を習得させるため、海外工場の外国人従業員の国内工場への転勤を支援します。

### 【成果】

- ・製造業分野において3件（25名）の特定外国従業員の受け入れに係る製造特定活動計画を認定し、海外工場の外国人従業員の国内工場への転勤を支援。

### 【今後】

- ・引き続き同事業を継続実施。

- ・留学生の就職を支援するため、外国人雇用サービスセンター（3ヶ所→4ヶ所）及び一部のハローワークに設置している留学生コーナー（18ヶ所→21ヶ所）を増設しました。これらの施設では、企業でのインターンシップや就職面接会の開催等を通じて、企業と留学生の

マッチングを支援します。

**【成果】**

- ・外国人雇用サービスセンター等経由の留学生の就職件数は、前年度比 12%増の 2,293 件。

**【今後】**

- ・引き続き同事業を実施。

- ・すべてのハローワークで多言語対応が可能な相談体制の整備を行うとともに、外国人材が身近な地域での転職を希望する場合には、地元企業の情報提供等を行います。また、定住外国人に、日本語や労働関係法令・雇用慣行等の基本的知識等の習得を目指す研修を行います。

**【成果】**

- ・外国人雇用サービスコーナー（ハローワークに設置）等を経由した定住外国人等の就職件数は 12,345 件。

**【今後】**

- ・通訳員を増員、「多言語コンタクトセンター」の対応言語数を増加。

## ⑥技能実習制度等を活用されたい方に

- ・外国人の技能実習制度の対象職種を機動的に拡大し、制度の活用を支援します。農業の実習生が、農閑期に食品加工の実習も柔軟にできるなど、現場の実情に応じた技能実習が可能となるようにします。

**【成果】**

- ・農産物漬物製造業、リネンサプライ、医療・福祉施設給食製造の 3 職種を追加。

**【今後】**

- ・技能実習計画について、制度の目的や基本理念に則って、実効的な技能実習が可能となるための改善策の検討。

- ・建設・造船分野では、最長 5 年の通常の技能実習を修了した外国人を対象に、3 年間で限度として、従業員として採用することができます（2020 年度で新規受入れを終了）。

**【成果】**

- ・外国人建設就労者 2,830 名、外国人造船就労者 1,414 名の新規受入。

**【今後】**

- ・建設・造船分野における外国人材の適正な監理のため、引き続き受入企業に対して巡回指導を実施。

- ・一定の専門性・技能を有する即戦力となる外国人材が、中堅企業等で就労できるよう、2019 年 4 月に新たな在留資格「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」を創設しました。こ

れにより、技能実習2号を良好に修了した者は、「特定技能1号」の在留資格により通算で5年間、就労が可能となりました。

**【成果】**

- ・2019年8月23日時点（速報値）で、「特定技能」に係る在留資格認定証明書交付件数は90件、在留資格変更許可件数は55件。

**【今後】**

- ・引き続き同事業を実施。

### 3. 事業承継のために

少子高齢化や人口減少が進む中、地域を支える中小企業経営者の高齢化が進行しています。中小企業には、事業が承継され存続しなければ失われてしまう、素晴らしい技術や取引先を始めとする事業資産があります。このような資産を引き継ぐ意欲のある中堅企業等の皆様と中小企業とのマッチングを、政府は支援します。

#### ①事業を引き継ぐ相手を探されている方に

- ・事業承継を希望する地域の中小企業とのマッチングを、全国47都道府県に設けられた「事業引継ぎ支援センター」が促進します。このセンターでは、引継ぎやパートナー探しの専門家が地域の金融機関や税理士等と連携して、承継を希望する企業の強みや価値を評価した上で、適切な引継ぎ先企業を紹介します。

**【成果】**

- ・11,477者（前年度比34%増）の相談に対応し、923件（前年度比34%増）の事業の引継ぎを実施。

**【今後】**

- ・事業引継ぎ支援センターの人員拡充等により、支援体制を強化。

- ・この「事業引継ぎ支援センター」は、引継ぎ先候補として、同一の都道府県内に限定することなく、金融機関や税理士と連携して、ブロック全域、さらには全国ワイドで企業を紹介します。

**【成果】**

- ・全国の事業引継ぎ支援センターにおいて、都道府県境を越える仲介を 158 件実施。また、金融機関の情報提供によるマッチングは、169 件実施（前年度比+41 件）。

**【今後】**

- ・2019 年 9 月から、同センターに設置している「事業引継ぎ支援データベース」に、金融機関が保有する情報も登録可能とする等、同センターと金融機関の連携を推進。

**②事業承継で資金が必要な方に**

- ・政府系機関（中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構等、農林漁業成長産業化支援機構）が、民間事業者と協力してファンドを設立すること等を通じて、事業を引き継ぐ中堅企業等に出資等を行います。希望があれば、政府系機関の間で、事業者情報を紹介・共有し、最も適切なファンドが出資を行うこととなります。中堅企業等の側からみれば、長期間の出資を受け入れるため、引き継いだ中小企業の分も含め、財務の健全性を維持した経営が可能となります。同時に、多額の出資ニーズにも応えられるよう、ファンド資金規模の拡大も進めます。

**【成果】**

- ・中小企業基盤整備機構：計 158 件、520 億円を出資に加え、2019 年に同機構から各ファンドへの出資上限を 60 億円から 80 億円に引上げ。
- ・地域経済活性化支援機構：事業承継等に関する特定支援 24 件・59 億円を実施。
- ・農林漁業成長産業化支援機構：6 件の相談があり、うち 1 件に出資（0.3 億円）。

**【今後】**

- ・引き続き各機構において同水準の支援を実施。

- ・中小企業の M&A を行う中堅企業等が、計画を作成し、認定を受けることにより、登録免許税などの税負担が軽減（合併の場合、登録免許税は 1/2 に軽減）されます。

**【成果】**

- ・登録免許税等の軽減措置について、計画認定実績は 8 件。

**【今後】**

- ・2020 年度に向け、税制措置の延長及び第三者承継（M&A）を円滑化する追加的な税制措置を要望予定。



## 4. 製品開発力の強化などで新たな事業展開への挑戦に

地域の中堅企業等にとって、さらなる飛躍を図るためには、製品開発力を強め、また、新たな事業分野に打って出ることが重要です。自治体や地域の産業支援機関から国の研究機関までが一体となって、企業が目線で、研究開発や事業化などをお手伝いします。

新たな事業に挑戦する皆様を政府は支援します。

### ①研究開発をお考えの方に

- ・全国各地の公設試験研究機関、産業技術総合研究所（産総研）、農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）、土木研究所等が連携して、中堅企業等の研究開発を支援します。各機関が、中堅企業等を支援するコーディネータにより、適切な専門家を紹介します。自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究などを行います。

#### 【成果】

- ・産総研：産総研の技術力と地域の中堅企業等のニーズを橋渡しする人材を、全国 180 名から 187 名に拡充。中堅企業等からの共同研究は 456 件、受託研究は 25 件。
- ・農研機構：全国 5 か所にある地域農業研究センターに産学連携室を設置し、ビジネスコーディネーター等を配置。中堅企業等からの受託研究は 88 件、共同研究は 147 件。
- ・土木研究所：中堅企業等との共同研究は 19 件。

#### 【今後】

- ・各機関において受託研究、共同研究の規模を拡大。

- ・研究開発に取り組む企業は、試験研究費の一定割合を法人税額から控除できます。試験研究費を過去 3 事業年度の平均よりも増加させた企業では、控除額が大きくなります。

#### 【成果】

- ・2017 年度の税制適用件数は 9,513 者、適用額は 6,660 億円。

#### 【今後】

- ・引き続き同税制を実施。

- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、中堅企業等の研究開発を助成します。助成に当たっては、ビジネス化や資金調達を後押しするため、他の企業や金融機関との橋渡しも支援します。

#### 【成果】

- ・全国 7 か所で合計 24 回の説明会を開催し、中堅企業の 25 件を助成採択。

#### 【今後】

- ・NEDO において、引き続き技術開発を支援。

- ・研究開発の成果を、秘密情報（営業秘密）として秘匿するか、あるいは、知的財産権を取

得するかは企業にとって重要な知的財産戦略です。全都道府県に設置された「知財総合支援窓口」を活用ください。

**【成果】**

- ・営業秘密の管理や漏えい防止等に関し、合計 2,814 件の相談に対応。

**【今後】**

- ・引き続き同事業を実施。

## ②新たな分野へ挑戦をお考えの方に

- ・地域の特性を生かした、成長性の高い新たな分野への中堅企業等の挑戦を応援します。地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県の承認を受けた事業者に対し、予算や税制措置などにより支援をしています。

**【成果】**

- ・2019年6月末時点で、自治体が策定した基本計画は 232 件。事業者が策定し、都道府県の承認を受けた地域経済牽引事業計画は 1,661 件。

**【今後】**

- ・引き続き同水準の支援を実施。

- ・地域金融機関の融資を受け、地域の特性を活かした事業を立ち上げる場合、国と地方自治体が一体となって支援します。

**【成果】**

- ・産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した、雇用吸収力の高い地域密着型事業の立ち上げを、合計 20 件支援。

**【今後】**

- ・民間事業者の地域密着型事業の初期投資費用を支援する「地域経済循環創造事業交付金」を増額。

## 5. グローバルトップセミナー～世界へ羽ばたけ地域の企業～の開催

### ○海外展開への意欲、M&A への関心をお持ちの方に

- ・世界で活躍する日本の中堅企業とグローバルなビジネス活動の実績がある外国企業が一堂に会するセミナーを開催します。海外でのビジネス拡大に向け、中堅企業の役割やチャンスなどについて議論します。海外展開について、内外の動向、新しい流れを掴むとともに、成功・失敗事例を参考に、今後の海外展開戦略を磨き上げるチャンスです。中堅企業が、ファンドなどの外部資金を活用して、地域の中小企業の M&A を行う方策などについてもご

紹介します。

**【成果】**

- ・大阪、名古屋、福岡で開催。のべ 249 者が参加。海外展開や事業承継・M&A の方策を議論。グローバル企業・有識者と中堅企業等とのネットワーク形成を支援。

**【今後】**

- ・2019 年度内から 2020 年度前半にかけて、更に 2 カ所で開催予定。

政府では、以上をはじめ、様々な支援施策を用意しています。今後、全国の地方ブロック単位で説明会を開催し、情報提供や意見交換をさせていただき、皆様から頂くご意見を基に支援施策のさらなる改善に努めます。